

葉山町議会基本条例等の一部改正に対する意見への対応

	条例名等	意見内容	議会の対応
1	葉山町議会議員政治倫理条例関係	第3条に規定する政治倫理基準に違反したと認定された場合に罰金や過料など罰則規定を設けるべきである。	議論した結果、盛り込まないとの結論に至りましたので、不採用とさせていただきます。
2		第3条に規定する政治倫理基準に違反したと認定された場合には1年間常任委員会の委員長の職に就けない旨を葉山町議会委員会条例に規定したらどうか。	1に同じ
3		第10条に規定する刑事事件の嫌疑により公訴を提起された後、なお議員の職に留まろうとする場合に、自ら説明会を開催せず、議会の開催要求にも応じないときは、罰則として罰金を科すべきである。	1に同じ
4		政治倫理条例を遵守する旨の宣誓の義務化はやめるべきである。	議論した結果、原案のままさせていただきます。
5		宣誓書について、選挙前に提出するならまだ良いが、選挙後に出すのでは意味がない。	4に同じ
6	葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例関係	政治倫理条例第11条に違反し有罪判決確定後も辞職せず、辞職勧告にも応じない場合は残任期間の議員報酬を10/100に減額するなどの措置を講ずるべきである。	1に同じ
7	その他	刑事事件の有罪判決を議会秩序を乱す重大な行為とみなし、これを葉山町議会会議規則に明記し懲罰対象とすべきである。	1に同じ
8		今回の改正案では懲罰などもほとんどなく、公訴期間中に会議に出席しない場合に報酬を減額する程度なので、そこからもう一步踏み込んでほしい。	貴重なご意見として承ります。改正案は原案のままさせていただきます。
9		戦前には正当なことが時代の中で裁かれるという苦い経験があり、そうしたことも考慮する必要がある。	8に同じ
10		法律に違反しない限り人権は守られる、また犯罪には冤罪があり得ることから、あまり厳しくしないほうがよい。	8に同じ